

誓 約 書

木曽川商工会
会長 岩田 高志殿

私は令和7年11月8日（土）・9日（日）に開催されるにキッチンカーを出店するにあたって、責任者として下記事項を厳守することを誓約します。

記

1. 当組合の露店出店者（当組合の管理下にある出店者を含む。以下同じ。）は、以下の各号に掲げる者にも該当しないこと。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)に該当する者
 - ②暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
 - ④暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
 - ⑤暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
 - ⑥暴力団等と生計を同一にする関係にある者
 - ⑦愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者
 - ⑧前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
2. 当組合の露店出店者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - ①暴力的要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
 - ④他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - ⑤他の者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為
3. 催事等が終了した際には、清掃等を徹底し原状回復に努めること。
※ゴミは基本的に各自持ち帰り
4. 上記各事項に偽りがあった場合は、出店拒否又は出店後、露店の撤去等の措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。
4. 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）を遵守します。
5. 商品については、搬入から搬出まで、私が責任を持ちます。
6. 搬入、搬出の際には道路上に駐停車はいたしません。
7. 事前に連絡した出店内容以外の商品は販売しません。

8. 別紙 注意事項を確認し、注意事項にのっとりた営業をいたします。
9. 定められた時間外の販売はしません。
10. 販売された商品に起因する事故等に関しては、すべて私が責任を持ちます。
11. 撤収作業開始は、事務局の指示があるまで待ちます。
12. 出店申込書に記載された内容（注意事項など）を守ります。
13. 第49回商工まつりの成功と、一宮市木曾川地区活性化のためのキッチンカーとなるよう協力することを誓います。

令和 年 月 日

住所

事業所名



氏名

緊急連絡先
